

消費税軽減税率制度の素案を公表 区分経理ではインボイス方式等 4 案提示

消費税の軽減税率制度に関して検討している自民党及び公明党でつくる与党税制協議会はこのほど、「消費税の軽減税率に関する検討について」と題した論点整理をまとめた。対象品目の検討作業は「まずは飲食料品分野とする」とし、8 案を提示し、区分経理の方法については 4 案を提示している。

軽減税率に関する両党の意見には、かなり隔たりがあるため、これらの選択肢をそのまま公表したもので、自民党税制調査会の野田毅会長は、「幅広い角度から国民の議論に通したうえで、これから先の対応を決める」としている。

与党税調は論点整理を基に 7 月から関係団体等に対するヒアリングを始め、9 月から絞り込みに着手する。

今回提示された 8 案は、以下のとおりで、全ての飲食料品を対象とした場合には税率 1% 当たり 6,600 億円の減収となる。

- ① 全ての飲食料品（1% 当たりの減収額 6,600 億円）
- ② ① から酒類を除く（同 6,300 億円）
- ③ ① から酒類、外食を除く（同 4,950 億円）
- ④ ① から酒類、外食、菓子類を除く（同 4,350 億円）
- ⑤ ① から酒類、外食、菓子類、飲料を除く（同 4,000 億円）
- ⑥ ① から酒類、外食、菓子類、飲料、その他加工食品を除く（同 1,800 億円）
- ⑦ 米、みそ、しょうゆ（同 250 億円）
- ⑧ 精米（同 200 億円）

一方、企業の経理方式では、4 案が提示されている。軽減税率を導入すれば、標準税率と軽減税率を区分し、正確な消費税額を算出する必要が生じてくる。論点整理では、既存の請求書等を活用する簡易方式の 2 案と、商品ごとに税額を記入するインボイス（送り状）を使用する 2 案が明記されている。

- ① 区分経理に対応した請求書等保存方式
- ② ① 案に売手の請求書公布義務等を追加した方式
- ③ 事業者番号及び請求書番号を付さない税額別記請求書方式
- ④ 事業者番号及び請求書番号の記載を義務付ける EU 型インボイス方式

2014 年（平成 26 年）

6 月 25 日（水）

発行：J P 税務戦略研究会

監修：税理士法人 総和

Scope

軽減税率適用時期

平成 26 年税制改正大綱では「消費税の軽減税率制度については『社会保障と税の一体改革』の原点に立って必要な財源を確保しつつ、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率 10% 時に導入する」とされています。ただ、税率 10% への引き上げ時なのか 10% 引き上げ後のいつの時点なのかは、明確にされていません。与党税協では、9 月から取りまとめに向けた議論を行い、今年 12 月までに結論を得るとしています。